（証券コード　3538）
平成28年９月12日

株　主　各　位

東京都大田区南千束一丁目３番８号
株式会社ウイルプラスホールディングス
代表取締役社長　　成　瀬　　隆　章

第９回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　この度の熊本地震により被災されました皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。
　さて、当社第９回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年９月27日（火曜日）午後６時40分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　　平成28年９月28日（水曜日）午前10時（受付開始 午前９時30分）

2. 場　　所　　東京都千代田区神田錦町３丁目22番地
テラススクエア　３階
ＴＫＰガーデンシティＰＲＥＭＩＵＭ神保町　プレミアムガーデン
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項
1. 第９期（平成27年７月１日から平成28年６月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第９期（平成27年７月１日から平成28年６月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役４名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.willplus.co.jp/）に掲載させていただきます。
◎株主総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。
◎お手数ながら紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年７月１日から
平成28年６月30日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

①　事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、「アベノミクス」、「マイナス金利」、「一億総活躍社会に向けたプランの策定」等、政府や日本銀行主導による経済対策、金融緩和策により、企業業績や雇用環境の改善傾向が見られました。一方で、新興国の景気減速、資源価格の変動、年初来からの急速な円高や株式市場の下落等、景気を下押しする懸念等により、国内消費は期待したほど伸びず、設備投資も先送りする企業が多い等、依然として先行きについては不透明な状況が続いております。

輸入車販売業界におきましては、フォルクスワーゲンがディーゼル車の不正問題によるブランドイメージ低下の影響で販売が減少したこともあり、日本自動車輸入組合の調べによれば、外国メーカー車（乗用車のみ）の新車登録台数は、平成27年７月から同12月の登録台数は140,343台（前年同期比3.6％減少）と減少したものの、平成28年１月以降は、145,009台（前年同期比0.6％増加）と回復基調になりました。

このような経営環境の下、当社グループでは、平成27年９月に福岡県北九州市小倉北区の「Willplus BMW小倉」を同区内のより好立地に移転し、最新のBMW CI（注）建築に準拠した新設備にて営業開始いたしました。また、前連結会計年度にオープンした「アルファロメオ藤沢湘南/フィアット藤沢湘南/アバルト藤沢湘南/ジープ藤沢湘南」が業績に寄与し、平成26年４月に子会社化した帝欧オート㈱における利益率の改善や、既存の店舗ではJEEP、MINIを中心に車輌販売が堅調に推移しました。また、車輌販売のみならず、車輌整備や損害保険代理業といった周辺事業においても業容の拡大に注力するとともに、さらなる経費削減や人員の適正配置による効率化を図ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は21,093百万円（前期比10.6％増加）、営業利益は886百万円（前期比25.6％増加）、経常利益は866百万円（前期比28.7％増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は492百万円（前期比18.4％増加）となり、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度を上回る結果となりました。

（注）コーポレート・アイデンティティ（Corporate Identity）の略。ショールームやサービス工場に必要な床面積の基準や、家具・内装に係る各ブランドの取り決め。数年に一度更新されることが多い。

② 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達の状況は、公募により平成28年３月23日を払込期日とする自己株式処分400,100株（払込金額１株につき1,729.60円）を実施したことにより、692百万円の資金を調達いたしました。

③ 設備投資の状況

平成27年９月に福岡県北九州市小倉北区の「Willplus BMW小倉」を同区内で移転いたしましたが、これに伴い店舗内装設備等の取得に247百万円の設備投資を実施いたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第６期 平成25年６月期	第７期 平成26年６月期	第８期 平成27年６月期	第９期 (当連結会計年度) 平成28年６月期
売　　上　　高（千円）	―	―	―	21,093,443
経　常　利　益（千円）	―	―	―	866,224
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	―	―	―	492,873
１株当たり当期純利益　（円）	―	―	―	244.81
総　　資　　産（千円）	―	―	―	7,914,886
純　　資　　産（千円）	―	―	―	3,519,801
１株当たり純資産　（円）	―	―	―	1,527.64

(注) １．当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。

２．当社は、平成27年11月16日開催の取締役会決議に基づき、平成27年12月３日付で普通株式１株につき20株の割合による株式分割を行っておりますが、第９期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

３．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、１株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第６期 平成25年６月期	第７期 平成26年６月期	第８期 平成27年６月期	第９期 (当事業年度) 平成28年６月期
営　業　収　益（千円）	452,858	492,062	635,346	619,548
経　常　利　益（千円）	49,372	83,441	188,711	174,836
当　期　純　利　益（千円）	11,335	48,768	119,458	114,814
１株当たり当期純利益　（円）	5.75	27.75	64.88	57.03
総　　資　　産（千円）	733,729	1,604,113	2,479,760	2,207,279
純　　資　　産（千円）	287,569	346,977	598,279	1,405,106
１株当たり純資産　（円）	165.54	196.70	314.23	609.83

（注）１．当社は、平成27年11月16日開催の取締役会決議に基づき、平成27年12月３日付で普通株式１株につき20株の割合による株式分割を行っておりますが、第６期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

２．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、１株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会　社　名	資　　本　　金	議決権比率	主要な事業内容
チェッカーモータース株式会社	50,000千円	100.0%	輸入車販売関連事業
ウイルプラスモトーレン株式会社	50,000千円	100.0%	輸入車販売関連事業
帝欧オート株式会社	30,000千円	100.0%	輸入車販売関連事業

(4) 対処すべき課題

当社グループが競争に勝ち抜き、企業として持続的に成長し、株主価値を高めていくための重要課題は以下のとおりです。

① マネジメント層の育成と増強

新たなグループ会社も加わり、拡大し続ける当社グループには、キーとなるマネジメント層の増強が急がれます。新規出店における拠点責任者や新規ビジネスの推進者等、各事業の人材の育成には引き続き注力してまいります。また、事業会社に対する管理能力の向上を企図し、内部統制、コンプライアンス体制の確立に重点をおいた組織作り及び管理職クラスに対する教育強化に注力しており、個々のマネジメント能力向上に資する業務執行環境を構築しております。

② 戦略的な事業拡大

当社グループ全体の中における新規出店、既存店舗の撤退に際しての分析、評価を引き続き精緻かつ戦略的に遂行することで既存事業の合理化と拡大を図るとともに、マーケットの縮小化に対応し、当社がさらなる飛躍をとげるためには既存ビジネス以外の収益の柱を確立することが課題ととらえ、引き続きM&Aも視野に入れた事業拡大を推進してまいります。

③ 内部統制の強化とコーポレート・ガバナンスの強化

内部統制システムの整備等のさらなる充実が課題と認識しております。また、経営の透明性、コーポレート・ガバナンスの充実のため、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と株主重視の公正な経営システムを構築していくことを極めて重要な経営課題の一つと認識し、これを推進する社内体制の整備を進めてまいります。

④ 既存店舗の収益力向上及び新規出店について

当社グループでは、営業キャッシュ・フロー内での投資を原則としているため、今後の事業拡大において既存店舗の収益力向上は必須となります。そのために、グループ内における人材の流動化を通じて、適正な人員配置を行い生産性の向上を更に図ってまいります。また、お客様にとって、より魅力のある提案ができるよう、商品知識や営業力を備えた従業員の育成及び各従業員のレベルアップを図ってまいります。新規出店に関しては、店舗開発に関わる専門部署の強化を図るとともに、各ブランドのCI基準を満たしながらもローコストでの出店を行うように努め、投資回収期間の短縮を図ってまいります。また、当社グループでは一定の地域に集中的に出店し、その地域でより支配的な地位を獲得する「エリア・ドミナント戦略」を新規出店時の基本戦略としております。出店にあたっては、人口100万人規模の都市とその周辺都市を特定地域とし、その特定地域に集中的な出店を進め、同一商圏にて集客を図ることによる市場シェアの向上、店舗間の効率的な人員配置により生産性の向上を図ってまいります。

⑤ CS（顧客満足度）向上の推進

昨今、CSの向上は輸入車業界においても、大きな販売推進要素であります。そのため、車輌販売時だけでなく、販売後のお客様へのサポート、お客様に喜んでいただけるサービスの提供ができるように努めてまいります。各ブランドで実施しているCSランキングに当社グループの全ての店舗が上位に位置することを目標としております。

⑥ 新型モデル投入時期の差異による販売サイクルの影響

それぞれのブランドにおける車輌の新型モデルの投入時期は、インポーターの開発力や方針によって決定されます。ブランドによってその投入時期は様々でありますが、新型モデルが投入された直後は販売量が急速に拡大し、その後はゆるやかな曲線を描いて下降してゆくのが一般的な販売サイクルであります。

当社グループでは、このような新型モデル投入による販売サイクルに影響されない安定的な経営を実現するために、「マルチブランド戦略」を販売の基本戦略としております。これは、複数ブランドを取り扱うことにより、それぞれのブランドの新型モデル投入による販売サイクルの影響を他ブランドの販売量で補完し、販売量の平準化を図るものであります。なお、当社グループにおいては国内の年間新規登録台数が10,000台以上のブランドをメジャーブランド、1,000台～10,000台未満のブランドをニッチブランドと位置付け、メジャーブランドにおいては販売量の安定化を、ニッチブランドにおいては販売シェアを高めることにより高収益を目的としており、今後もさらなるブランドの拡充を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年６月30日現在）

当社グループは、各連結子会社において、新車及び中古車販売、車輌整備並びに損害保険の代理店等の事業を行っております。当社は、FCAジャパン株式会社の正規ディーラーとして販売を行うチェッカーモータース株式会社、ビー・エム・ダブリュー株式会社の正規ディーラーとして販売を行うウイルプラスモトーレン株式会社、ボルボ・カー・ジャパン株式会社の正規ディーラーとして販売を行う帝欧オート株式会社の連結子会社３社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的としております。

(6) 主要な営業所（平成28年６月30日現在）

名　　称	店舗及び事業所
当　　社	本社（東京都大田区）
チェッカーモータース株式会社	本社（東京都大田区） アルファ ロメオ/フィアット田園調布（東京都世田谷区） アルファ ロメオ/フィアット/アバルト池袋（東京都板橋区） アルファ ロメオ/フィアット/アバルト横浜（神奈川県横浜市） アルファ ロメオ/フィアット/アバルト世田谷（東京都世田谷区） アルファ ロメオ/フィアット/アバルト藤沢湘南（神奈川県茅ケ崎市） アルファ ロメオ/フィアット田園調布サービス（東京都大田区） アルファ ロメオ/フィアット/アバルト横浜サービス（神奈川県横浜市） ジープ世田谷（東京都世田谷区） ジープ横浜（神奈川県横浜市） ジープ福岡（福岡県福岡市） ジープ久留米（福岡県久留米市） ジープ北九州（福岡県北九州市） ジープ藤沢湘南（神奈川県茅ケ崎市） アバルト東京（東京都大田区） パーツセンター（東京都大田区）

名　　称	店舗及び事業所
ウイルプラスモトーレン株式会社	本社（東京都大田区） Willplus BMW小倉（福岡県北九州市） Willplus BMW BMW Premium Selection小倉（福岡県北九州市） Willplus BMW八幡（福岡県北九州市） Willplus BMW BMW Premium Selection八幡（福岡県北九州市） MINI NEXT八幡（福岡県北九州市） MINI/MINI NEXT博多（福岡県福岡市） MINI/MINI NEXT小倉（福岡県北九州市） MINI/MINI NEXT福岡西（福岡県福岡市） MINI/MINI NEXT新宿（東京都新宿区） MINI NEXT中野（東京都中野区） MINI新宿サービスセンター（東京都中野区）
帝欧オート株式会社	本社（東京都大田区） ボルボ・カーズ福岡（福岡県福岡市） ボルボ・カーズ福岡南（福岡県大野城市） ボルボ・カーズ福岡西（福岡県福岡市） ボルボ・カーズ久留米（福岡県久留米市） ボルボ・カーズ北九州（福岡県北九州市）

（注）チェッカーモータース株式会社にて運営しておりましたジープ横浜（神奈川県横浜市）は平成28年７月に撤退しております。

(7) 企業集団の従業員の状況（平成28年６月30日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
326名（7名）	16名（△12名）	39.0歳	5.5年

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、最近１年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先（平成28年６月30日現在）

借入先	借入額（千円）
株式会社三菱東京UFJ銀行	555,000
株式会社みずほ銀行	206,676
株式会社福岡銀行	164,930

2. 株式に関する事項（平成28年６月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　　8,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　2,304,080株

（注）１．発行済株式の総数には、自己株式78,640株が含まれておりません。
２．平成27年12月３日付で当社普通株式１株につき20株の割合で株式分割を行っております。

(3) 株　主　数　　1,151名

(4) 大株主（上位10名）

株　　主　　名	持株数（株）	持株比率（%）
成瀬　隆章	1,112,120	48.27
株式会社ゼロ	143,400	6.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	127,400	5.53
三井住友海上火災保険株式会社	121,680	5.28
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	66,660	2.89
三菱UFJキャピタル３号投資事業有限責任組合	57,440	2.49
齊田　勇	50,660	2.20
りそなキャピタル２号投資事業組合	40,000	1.74
MSIP　CLIENT　SECURITIES	39,700	1.72
岩崎　泰次	35,200	1.53

（注）当社は、自己株式を78,640株保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名　　称	第２回新株予約権
新株予約権の数	1,490個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	３名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(注) 1	当社普通株式　　29,800株
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時に出資される１株当たりの財産の価額 (注) 1	525円
新株予約権の行使期間	自平成23年７月１日 至平成33年６月30日
新株予約権の行使条件	（注） 2

(注) 1．平成27年12月３日付で普通株式１株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「権利行使時に出資される１株当たりの財産の価額」が調整されております。

2．新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位を有している場合に限り行使することができる。

② 新株予約権者が死亡した場合は、死亡の日から６ヶ月以内（ただし、権利行使期間の末日が早く到来する場合は当該末日までとする。）に限り、相続人は、新株予約権者の死亡時において本人が行使しうる新株予約権の数を上限として権利を行使することができる。

名　　称	第３回新株予約権
新株予約権の数	1,400個
保有人数 　当社取締役（社外役員を除く）	 ２名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注）１	当社普通株式　　28,000株
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時に出資される１株当たりの財産の価額（注）１	1,500円
新株予約権の行使期間	自平成29年６月30日 至平成37年６月９日
新株予約権の行使条件	（注）２

（注）１．平成27年12月３日付で普通株式１株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「権利行使時に出資される１株当たりの財産の価額」が調整されております

２．新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位を有している場合に限り行使することができる。

② 新株予約権者が死亡した場合は、死亡の日から６ヶ月以内（ただし、権利行使期間の末日が早く到来する場合は当該末日までとする。）に限り、相続人は、新株予約権者の死亡時において本人が行使しうる新株予約権の数を上限として権利を行使することができる。

③ 新株予約権者が以下のいずれかの事由に該当する場合には、新株予約権者は、以後新株予約権を行使できないものとする。

ⅰ）権利行使資格の喪失の前後を問わず、また、上記①に該当するか否かを問わず、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄したとき。

ⅱ）新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられるとき。

ⅲ）新株予約権者が、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、当社と競業する他社の役員に就任し、若しくは就任することを承諾したとき、当社と競業する他社の従業員に就職したとき又は当社と競業する事業を営んだとき。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成28年６月30日現在)

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
成瀬　隆章	代表取締役社長	チェッカーモータース株式会社　代表取締役社長 ウイルプラスモトーレン株式会社　代表取締役社長 帝欧オート株式会社　代表取締役社長
柴田　学爾	常務取締役 執行役員 管理本部長	チェッカーモータース株式会社　取締役 ウイルプラスモトーレン株式会社　取締役 帝欧オート株式会社　取締役
齊田　　勇	取締役	チェッカーモータース株式会社　代表取締役専務 ウイルプラスモトーレン株式会社　取締役 帝欧オート株式会社　取締役
廣田　　聡	取締役	HCA法律事務所　代表弁護士 株式会社ロコンド　社外監査役 株式会社Psychic VR Lab　社外監査役 一般社団法人日本・ドミニカ共和国友好親善協会　監事
野田　光治	常勤監査役	チェッカーモータース株式会社　監査役 ウイルプラスモトーレン株式会社　監査役 帝欧オート株式会社　監査役
岩渕　信夫	監査役	株式会社ビジネスブレイン太田昭和　社外取締役（監査等委員） 公認会計士岩渕信夫事務所　所長 株式会社コーセー　社外監査役
宮島　　渉	監査役	法律事務所フロンティア・ロー　代表弁護士 ユニバーサル・サウンドデザイン株式会社　社外取締役

(注) １．取締役廣田聡氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

２．監査役野田光治氏、岩渕信夫氏、宮島渉氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

３．監査役宮島渉氏は、弁護士として専門的な知識、経験を有するものであります。

４．監査役岩渕信夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

５．当社は、取締役廣田聡氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等を除く。）及び監査役と、会社法第427条第１項の規定に基づく同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低限度額であります。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	支給額
取　　締　　役 （う ち 社 外 取 締 役）	４名 （１名）	94,000千円 (1,000千円)
監　　査　　役 （う ち 社 外 監 査 役）	３名 （３名）	8,200千円 (8,200千円)

（注）１．平成26年９月26日開催の定時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額200,000千円以内と決議いただいております。

２．平成25年９月26日開催の定時株主総会において監査役の報酬限度額は、年額20,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区　分	氏　名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	廣田　聡	HCA法律事務所	代表弁護士	当社とHCA法律事務所、㈱ロコンド、㈱Psychic VR Lab、(一社) 日本・ドミニカ共和国友好親善協会との間に重要な取引その他の関係はありません。
		㈱ロコンド	社外監査役	
		㈱Psychic VR Lab	社外監査役	
		(一社)日本・ドミニカ共和国友好親善協会	監事	
監査役	岩渕　信夫	㈱ビジネスブレイン太田昭和	社外取締役 (監査等委員)	当社と㈱ビジネスブレイン太田昭和、公認会計士岩渕信夫事務所、㈱コーセーとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		公認会計士岩渕信夫事務所	所長 公認会計士	
		㈱コーセー	社外監査役	
監査役	宮島　渉	法律事務所フロンティア・ロー	代表弁護士	当社と法律事務所フロンティア・ロー及びユニバーサル・サウンドデザイン㈱との間に重要な取引その他の関係はありません。
		ユニバーサル・サウンドデザイン㈱	社外取締役	

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動内容
取締役	廣田　聡	当事業年度の任期中に開催された取締役会17回のうち、17回に出席しております。取締役会におきましては、主に弁護士としての豊富な経験と見識を基に独立した立場から当社の経営に関する助言を行っております。
監査役	野田　光治	当事業年度に開催された取締役会22回のうち、22回に出席し、主に出身分野である損害保険業界で培った豊富な経験や実績から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度中に開催された監査役協議会３回全てに出席し、監査役会設置（平成27年９月28日）以降に開催された監査役会11回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	岩渕　信夫	当事業年度中に開催された取締役会22回のうち、17回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度中に開催された監査役協議会３回全てに出席し、監査役会設置以降に開催された監査役会11回のうち９回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	宮島　渉	当事業年度の任期中に開催された取締役会17回のうち、17回に出席しております。取締役会におきましては、主に弁護士としての豊富な経験と見識を基に、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度中に開催された監査役会11回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

（注）１．廣田聡氏は、平成27年９月28日開催の第８回定時株主総会で取締役に新たに選任され、平成27年９月28日に就任しましたので、同日以降の当事業年度中の取締役会出席回数を記載しております。

２．宮島渉氏は、平成27年９月28日開催の第８回定時株主総会で監査役に新たに選任され、平成27年９月28日に就任しましたので、同日以降の当事業年度中の取締役会出席回数及び監査役会出席回数を記載しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬の額	17,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社が支払うべき当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第1項の監査証明業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に上程することとしております。

(5) 過去２年間に業務の停止処分を受けた者に関する事項

①処分対象

新日本有限責任監査法人

②処分内容

・平成28年１月１日から平成28年３月31日までの３ヶ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

③処分の理由

・他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

・監査法人の運営が著しく不当と認められたため。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、「内部統制システム構築の基本方針」として取締役会で決議した内容は、次のとおりであります。(最終改訂　平成27年５月20日)

１．当グループ各社の取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 内部統制システム全体を統括し、業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の維持・向上を図るために、当社の代表取締役社長を委員長、当グループ各社取締役及び執行役員を委員とするコンプライアンス委員会を設置する。

② 当グループにおいては、企業理念を着実に遂行することを目的とし、コンプライアンスの遂行、監督を目的としてコンプライアンス規程を制定し周知徹底を図る。

③ 法令及び定款違反その他コンプライアンス上問題がある事実についての発見者は、コンプライアンス規程に基づく方法により、グループ内外に設置する通報窓口に報告を行う。当グループは、通報内容を秘守し、通報者に対する不利益な取扱いを行わない。

④ 当グループの事業活動に関連する法令については、コンプライアンス委員会より法務情報を社内に提供して予防措置を講じると共に取締役及び使用人の職務の執行に当たっては、顧問弁護士、公認会計士等と十分に協議し、適切な助言を得て適法に処理を行う。

⑤ 当グループ各社においては、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、関係会社管理規程、コンプライアンス規程等のグループとしての規範、規則等の整備を行う。
なお、社内外の環境の変化に対応して常に社内諸規程の適正な整備を行う。

⑥ 当社の代表取締役は、当グループ各社事業に関して担当役員を任命し、各社が適切な内部統制システムを整備及び構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

⑦ 当社の内部監査室は、業務執行部門から独立するものとし、内部監査規程に基づき、当グループにおける法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに業務全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性につき、定期的に監視を行う。また、当グループ各子会社の業務全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性を確保するために、指導・支援・助言を行う。

⑧ 当グループ各社の監査役は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

２．当グループ各社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 株主総会議事録、取締役会議事録など、その職務執行に係る文書その他重要な情報を法令及び規程に基づき作成し、文書管理規程に基づき適切に保存し管理する。

② 取締役会議長である代表取締役は、これらの文書及び情報の保存及び管理を監視・監督する責任者とする。

３．当グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 企業活動に関わるリスクについて把握すると共に、それぞれのリスクに対しリスクの発生を未然に防止するための手続き、リスクの管理、発生したリスクへの対処方法等を規定した当グループの危機管理規程を制定し、リスクコントロールを図る。

② 危機管理規程に定める一定の危機レベル以上である有事の際は、損失の拡大を防止するため当社の決定により危機対策本部を立ち上げ、同本部が迅速かつ適切な情報収集と緊急対応の指揮を行う。

４．当グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、各社定例取締役会を月１回開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定と業務執行の監督を行う。

② 職務執行に関する権限及び責任については、当グループ各社の業務分掌規程及び職務権限規程等においてそれぞれ詳細に定める。

③ 当グループの中期計画及び毎年度ごとの単年度予算を策定し、グループ全体及び各社の経営目標、事業計画等を定める。

５．当グループにおける業務の適正を確保するための体制

① 当社の関係会社管理規程において、当社が子会社から報告を受ける事項について定め、営業成績、財務状況その他重要な情報について、定期的に報告を受ける。

② 当グループ各社取締役、執行役員等から構成される経営執行会を開催し、当グループ各社の経営上重要な事項について、報告及び審議し、情報共有化と必要な対応協議を行う。

６．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当グループ各社においては、監査役がその職務を補助する使用人（以下、「補助使用人」という）を置くことを求めた場合、補助使用人を配置する。

７．前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、補助使用人は取締役の指揮命令は受けないものとする。また、当該期間中の任命、異動、評価等については、監査役の意見を尊重するものとする。

② 補助使用人は、その職務遂行に当たってもっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。他の業務と兼務の場合、補助使用人の業務を優先するものとする。

８．当グループ各社の取締役、使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 当グループ各社の取締役、使用人等は、当該所属各社及び当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

② 当グループ各社の取締役、使用人等は、会社の信用の大幅な低下、会社の業績への重大な悪影響、社内規程の重大な違反、その他会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合は、速やかに当該所属各社及び当社の監査役に報告する。また、上記事実の発見の報告を受けた者においても同様とする。

③ 当グループ各社においては、監査役が、取締役会のほか重要な会議へ出席すると共に、関係書類の閲覧を行える体制を整備する。また、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役に報告する。

④ 代表取締役等は、取締役会等の重要な会議において随時その担当業務の執行状況を報告する。

⑤ 当社の内部監査室は、内部監査の結果及び内部通報の状況について、定期的に当グループ各社の監査役に関係事項について報告する。

⑥ 当グループ各社の監査役への報告が、誠実に漏れなく行われるため、書簡、メール、面談等により報告が十分になされる体制を整備する。

９．監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当グループ各社においては、監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当グループ各社取締役及び使用人に周知徹底する。

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、代表取締役、取締役、監査法人、当社の内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換を開催する。

② 監査役が、独自の弁護士、公認会計士等の外部専門家の活用を求めた場合、当グループ各社においては、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

③ 当グループ各社においては、監査役から、その職務執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求を受けたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その請求に応じる。

11．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 当グループ各社においては、コンプライアンス規程、反社会的勢力対策規程等に基づき、反社会的勢力等への対応体制を整備する。

② コンプライアンス規程、反社会的勢力対策規程等を遵守し、反社会的勢力等との関係遮断及び不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

12．財務報告の適正性、信頼性を確保するための体制

当グループ各社においては、財務報告の適正性及び信頼性確保のため、財務報告に係る全社的な内部統制及び個別業務プロセスの統制システムを整備し、また適正かつ有効な運用及び評価を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムを適切に整備・運用するため、取締役会のほか、経営執行会、賞罰委員会、コンプライアンス委員会を開催し、業務執行状況やコンプライアンス遵守状況及び経営上のリスクを確認するとともに対策を講じ、必要に応じて社内規程等の見直しを実施しております。当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

当事業年度において取締役会は22回開催され、重要事項の決定等を行い、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するように監督を行いました。また、業務執行取締役並びに部長以上で構成される経営執行会は23回、賞罰委員会は13回、コンプライアンス委員会は１回開催されており、これらの重要な会議を通じて業務の適正性、効率性を確保しております。

② 監査役の職務の執行について

監査役は、当社グループの重要な会議に出席したほか、監査計画に基づき監査を行うとともに、各部門の責任者を対象にヒアリングを行い、業務の執行状況全般にわたり監査いたしました。また、代表取締役、会計監査人、内部監査部門との間での連携を図るため定期的に会合を実施いたしました。

③ 内部監査の実施について

内部監査計画に基づき、当社グループ内の全ての拠点及び部門における内部監査を年２回実施いたしました。各拠点及び部門における内部統制、コンプライアンス、リスク管理の状況等について内部監査報告書を作成し、代表取締役に報告しております。

④ 反社会的勢力排除について

事業に係る契約を締結する際には、取引先が反社会的勢力でないことの確認を行っており、反社会的勢力排除条項を確認したうえで契約締結しております。また既に契約締結している取引先についても定期的に信用調査を行う等の策を講じております。一般消費者との取引については、売買契約書に反社会的勢力との取引拒否を明文化しております。

暴力団排除条例の説明等、社員への教育も実施しており、反社会的勢力等との関係を遮断するようにしております。

7．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当の決定機関については、会社法第459条第１項各号の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題の一つと位置付けており、企業価値向上のための内部留保を確保しつつ、安定的に配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、業容の拡大に向けた財務体質の強化及びM&A資金並びに店舗設備資金として活用してまいりたいと考えております。

当事業年度の期末配当につきましては、株主の皆様に感謝の意を表すとともに、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場上場を記念し１株当たり15円の記念配当と、普通配当28円を合わせて、１株当たり年間配当43円の期末配当金とさせていただきます。

8. 特定完全子会社に関する事項

名　　称	住　　所	帳簿価額の合計	当社の総資産額
チェッカーモータース株式会社	東京都大田区南千束一丁目３番８号	520百万円	2,207百万円
帝欧オート株式会社	東京都大田区南千束一丁目３番８号	842百万円	

（注）本事業報告中の記載金額・株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成28年６月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	【 4,912,390 】	【流動負債】	【 3,849,727 】
現金及び預金	1,380,073	買掛金	1,595,091
売掛金	155,630	短期借入金	600,000
商品	2,606,043	１年内返済予定長期借入金	280,356
仕掛品	47,331	未払金	271,134
原材料及び貯蔵品	129,620	未払法人税等	196,247
繰延税金資産	106,941	未払消費税等	73,263
未収入金	308,017	前受金	715,680
その他	180,701	賞与引当金	35,188
貸倒引当金	△1,971	その他	82,765
【固定資産】	【 3,002,496 】	【固定負債】	【 545,358 】
（有形固定資産）	(2,030,062)	長期借入金	452,130
建物及び構築物	864,601	資産除去債務	58,006
機械装置及び運搬具	654,572	その他	35,221
工具、器具及び備品	61,781	負債合計	4,395,085
土地	420,069	純資産の部	
建設仮勘定	21,098	【株主資本】	【 3,520,625 】
その他	7,939	資本金	168,238
（無形固定資産）	(561,948)	資本剰余金	1,101,776
のれん	511,533	利益剰余金	2,305,658
その他	50,414	自己株式	△55,048
（投資その他の資産）	(410,486)		
投資有価証券	1,299	【その他の包括利益累計額】	【 △824 】
敷金及び保証金	326,648	その他有価証券評価差額金	△824
繰延税金資産	39,394		
その他	43,144	純資産合計	3,519,801
資産合計	7,914,886	負債・純資産合計	7,914,886

連結損益計算書

（平成27年７月１日から
平成28年６月30日まで）

（単位：千円）

科目		金額	
【売上高】			21,093,443
【売上原価】			16,485,018
	売上総利益		4,608,425
【販売費及び一般管理費】			3,721,822
	営業利益		886,603
【営業外収益】			
受取利息		805	
受取配当金		51	
受取保険金		7,787	
受取手数料		1,206	
その他		1,823	11,673
【営業外費用】			
支払利息		17,405	
株式交付費		2,941	
株式公開費用		11,160	
その他		545	32,053
	経常利益		866,224
【特別利益】			
固定資産売却益		447	447
【特別損失】			
固定資産除却損		6,361	
減損損失		37,452	
その他		0	43,814
	税金等調整前当期純利益		822,857
	法人税、住民税及び事業税	357,875	
	法人税等調整額	△27,892	329,983
	当期純利益		492,873
	親会社株主に帰属する当期純利益		492,873

連結株主資本等変動計算書

（平成27年７月１日から
平成28年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年７月１日残高	168,238	689,833	1,812,785	△335,118	2,335,739
当連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			492,873		492,873
自己株式の処分		411,942		280,070	692,012
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計	―	411,942	492,873	280,070	1,184,886
平成28年６月30日残高	168,238	1,101,776	2,305,658	△55,048	3,520,625

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
平成27年７月１日残高	△337	△337	2,335,401
当連結会計年度中の変動額			
親会社株主に帰属する当期純利益			492,873
自己株式の処分			692,012
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	△487	△487	△487
当連結会計年度中の変動額合計	△487	△487	1,184,399
平成28年６月30日残高	△824	△824	3,519,801

連結注記表

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

1.連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

チェッカーモータース株式会社

ウイルプラスモトーレン株式会社

帝欧オート株式会社

2.会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

a 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b 時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

a 商品：車輌は個別法、部品等は移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

b 仕掛品：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

c 原材料及び貯蔵品：主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③ デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　　３～47年

機械装置及び運搬具　２～15年

工具、器具及び備品　２～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア　　５年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

③ ヘッジ方針

金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を比較して有効性を判定しております。特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却しております。

(6) その他連結計算書作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

3．会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度より適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以降実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）、連結会計基準第44－５項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

（有形固定資産の減価償却の方法）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却の方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は、軽微であります。

（連結貸借対照表に関する注記）

1．担保付資産及び担保付債務

担保資産	
商品	1,081,215千円
機械装置及び運搬具	74,957千円
担保債務	
買掛金	1,400,576千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　　846,255千円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

１．当連結会計年度の末日における発行済株式並びに自己株式の種類及び総数

	期首株式数（株）	増加株式数（株）	減少株式数（株）	期末株式数（株）
発行済株式数				
普通株式(注) １	119,136	2,263,584	―	2,382,720
合計	119,136	2,263,584	―	2,382,720
自己株式				
普通株式(注) ２	478,740	―	400,100	78,640
合計	478,740	―	400,100	78,640

（注） １．平成27年12月３日付で当社普通株式１株につき20株の株式分割を行っております。これにより、普通株式は2,263,584株増加しております。
２．平成28年３月23日を払込期日とする公募による自己株式処分によるものであります。

２．配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議日	株式の種類	配当の原資	配当の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年８月24日取締役会	普通株式	利益剰余金	99,075千円	43円	平成28年６月30日	平成28年９月29日

３．当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　31,800株

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に輸入車販売関連事業を行っており、設備投資計画に照らして、必要な資金は主に銀行借入により調達しております。また短期的な運転資金も銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、１年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で５年後であります。

なお、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を行っております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。金利スワップ取引は特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

当社グループは、営業債権について、各社における担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づき稟議決裁を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク

当社グループは、当社で資金管理及び運用を行っております。資金調達に係る流動性リスクについては、管理部経理財務課が適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注２)を参照ください。)。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,380,073	1,380,073	―
(2) 売掛金	155,630	155,630	―
(3) 未収入金	308,017	308,017	―
資産計	1,843,721	1,843,721	―
(1) 買掛金	1,595,091	1,595,091	―
(2) 短期借入金	600,000	600,000	―
(3) 未払金	271,134	271,134	―
(4) 未払法人税等	196,247	196,247	―
(5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	732,486	730,315	△2,170
負債計	3,394,959	3,392,788	△2,170
デリバティブ取引	―	―	―

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	平成28年６月30日
敷金及び保証金	326,648千円

敷金及び保証金は、市場価格がなく償還予定時期を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額

1,527円64銭

１株当たり当期純利益

244円81銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益　　244円17銭

当社は、平成27年11月16日開催の取締役会決議により平成27年12月３日付で普通株式１株につき20株の株式分割を行っております。当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたものと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算出しております。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成28年６月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	【 670,781 】	【流動負債】	【 589,084 】
現金及び預金	379,557	短期借入金	400,000
貯蔵品	1,613	１年内返済予定長期借入金	120,036
前払費用	24,834	未払金	32,247
関係会社短期貸付金	200,000	未払費用	1,300
繰延税金資産	2,521	未払法人税等	22,824
未収入金	50,297	未払消費税等	6,079
その他	11,956	賞与引当金	2,342
【固定資産】	【 1,536,497 】	その他	4,253
（有形固定資産）	（ 9,772 ）	【固定負債】	【 213,088 】
建物	1,999	長期借入金	206,570
工具、器具及び備品	953	その他	6,518
その他	6,820	負債合計	802,172
（無形固定資産）	（ 41,678 ）	純資産の部	
ソフトウェア	41,678	【株主資本】	【 1,405,106 】
		（資本金）	（ 168,238 ）
（投資その他の資産）	（ 1,485,046 ）	（資本剰余金）	（ 1,101,776 ）
関係会社株式	1,432,840	資本準備金	98,238
その他	52,205	その他資本剰余金	1,003,538
		（利益剰余金）	（ 190,139 ）
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	190,139
		（自己株式）	（ △55,048 ）
		純資産合計	1,405,106
資産合計	2,207,279	負債・純資産合計	2,207,279

損　益　計　算　書

（平成27年７月１日から
平成28年６月30日まで）

（単位：千円）

科目		金額	
【営業収益】			619,548
【営業費用】			426,886
	営業利益		192,661
【営業外収益】			
受取利息		9,195	
その他		121	9,316
【営業外費用】			
支払利息		13,040	
株式交付費		2,941	
株式公開費用		11,160	27,142
	経常利益		174,836
【特別損失】			
固定資産除却損		344	344
	税引前当期純利益		174,492
	法人税、住民税及び事業税	53,703	
	法人税等調整額	5,973	59,677
	当期純利益		114,814

株主資本等変動計算書

（平成27年７月１日から
平成28年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
平成27年７月１日残高	168,238	98,238	591,595	689,833	75,325	75,325	△335,118	598,279	598,279
事業年度中の変動額									
当期純利益					114,814	114,814		114,814	114,814
自己株式の処分			411,942	411,942			280,070	692,012	692,012
事業年度中の変動額合計	―	―	411,942	411,942	114,814	114,814	280,070	806,827	806,827
平成28年６月30日残高	168,238	98,238	1,003,538	1,101,776	190,139	190,139	△55,048	1,405,106	1,405,106

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数はつぎのとおりであります。

建物	８～15年
工具、器具及び備品	４～６年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数はつぎのとおりであります。

ソフトウェア	５年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期負担分を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

（会計方針の変更）

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以降実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）、事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

（有形固定資産の減価償却の方法）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却の方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

（貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額　6,005千円

２．債務保証

債務保証額　148,030千円

３．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権　61,630千円

短期金銭債務　20,256千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引による取引高

事務受託収入　619,548千円

営業取引以外の取引による取引高

受取利息　9,179千円

支払利息　8,221千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
自己株式	株	株	株	株
普通株式	23,937	454,803	400,100	78,640
合計	23,937	454,803	400,100	78,640

（注）１．当社は、平成27年12月３日付で普通株式１株につき20株の株式分割を行っております。増加の454,803株は当該株式分割によるものであります。

２．平成28年３月23日を払込期日とする公募により、400,100株の自己株式の処分を行いました。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	1,608	千円
賞与引当金	722	千円
未払費用	116	千円
子会社株式	10,988	千円
その他	137	千円
繰延税金資産小計	13,573	千円
評価性引当金	△10,988	千円
繰延税金資産合計	2,585	千円

繰延税金負債

その他	△30	千円
繰延税金負債合計	△30	千円
繰延税金資産純額	2,554	千円

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
連結子会社	チェッカーモータース㈱	100.00	管理業務の受託 資金の援助 役員の兼務	事務受託	332,109	未収入金	25,660
				資金の回収	400,000	－	－
				資金の返済	400,000		
				利息の受取	4,038		
				利息の支払	4,243		
				被債務保証	661,676	－	－
				債務保証	44,890	－	－

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
連結子会社	ウイルプラスモトーレン㈱	100.00	管理業務の受託 資金の援助 役員の兼務	事務受託	178,643	未収入金	15,147
				資金の貸付	100,000	関係会社短期貸付金	100,000
				資金の回収	400,000	前受収益	106
				資金の返済	400,000		
				利息の受取	4,346		
				利息の支払	3,978		
				被債務保証	661,676	－	－
				債務保証	103,140	－	－

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
連結子会社	帝欧オート㈱	100.00	管理業務の受託 資金の援助 役員の兼務	事務受託	108,795	未収入金	8,910
				資金の貸付	100,000	関係会社短期貸付金	100,000
				利息の受取	794	前受収益	106
				被債務保証	400,000	―	―

（注）１．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。
２．事務受託の金額については、グループ会社経営管理のための当社の必要経費を基準として決定しております。
３．資金の貸付・借入の金利については市場金利を勘案して決定しております。
４．当社は一部金融機関からの借入に対して子会社より債務保証を受けておりますが、本件債務保証行為に際し、保証料の支払いを行っておりません。なお、取引金額につきましては、期末残高を記載しております。
５．当社の連結子会社の一部金融機関からの借入に対して当社が債務保証を行っておりますが、本件債務保証行為に際し、保証料は受け取っておりません。なお、取引金額につきましては、期末残高を記載しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たりの純資産額

609円83銭

２．１株当たりの当期純利益

57円03銭

当社は、平成27年12月３日付で普通株式１株に対し20株の割合で株式分割を行っております。１株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、算出しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

平成28年８月24日

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

株式会社ウイルプラスホールディングス
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　金 子 裕 子　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岡 本 和 巳　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社ウイルプラスホールディングスの平成２７年７月１日から平成２８年６月３０日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウイルプラスホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

平成28年８月24日

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

株式会社ウイルプラスホールディングス
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　金子裕子　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岡本和巳　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ウイルプラスホールディングスの平成２７年７月１日から平成２８年６月３０日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年７月１日から平成28年６月30日までの第９期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１） 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２） 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３） 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年８月24日

株式会社ウイルプラスホールディングス　監査役会

常勤社外監査役　野 田 光 治　㊞

社 外 監 査 役　岩 渕 信 夫　㊞

社 外 監 査 役　宮 島　渉　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　　定款一部変更の件

①提案の理由

（１）今後の事業環境の国際化、事業のグローバル展開等に即応するため、また、用字の訴求性の強化を図るため、現行定款第１条に定める商号の英文表記を変更するものです。

（２）今後の事業展開に即応するため、現行定款第２条に定める事業目的の一部追加及び変更を行うものです。

（３）本社機能の強化、業務効率の向上等を図るため、本店を移転することを計画しており、現行定款第３条に定める本店の所在地を現在の大田区から移転を予定している港区に変更するものです。
なお、本変更につきましては、効力発生日に関する附則を設けるものであります。

（４）取締役会の議長については、現行定款第22条で招集者と同様に取締役社長とされていますが、同条を一部変更し、取締役会の議長の選任を取締役会に委ねることとし、状況に応じ柔軟かつ適切に対応できるようにするものであります。

②変更の内容

現行定款の一部を次の変更案（変更部分は下線で示す。）のとおり改めたいと存じます。

現行定款	変更案
（商　号） 第１条　当会社は、株式会社ウイルプラスホールディングスと称する。英文では、Willplus Holdings co.,ltdと表示する。	（商　号） 第１条　当会社は、株式会社ウイルプラスホールディングスと称する。英文では、WILLPLUS Holdings Corporationと表示する。
（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 １．自動車の販売及び修理 ２．自動車部品の販売 ３．自動車及び自動車部品の輸出入 ４．損害保険代理業 ５．生命保険代理業 ６．自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業 ７．自家用自動車貸渡業 ８．広告代理業 ９．営業ツールの開発及び販売 10．事務代行業 11．ソフトウェアの開発及び販売 12．経営コンサルティング業 13．上記各号に附帯する一切の事業	（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 １．（現行どおり） ２．自動車部品及び自動車用品の販売 ３．自動車、自動車部品及び自動車用品の輸出入 ４．（現行どおり） ５．生命保険募集に係る業務 ６．（現行どおり） ７．（現行どおり） ８．（現行どおり） ９．（現行どおり） 10．（現行どおり） 11．（現行どおり） 12．（現行どおり） 13．（現行どおり）

現行定款	変更案
（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都大田区に置く。	（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。
第４条～第21条　（条文省略）	第４条～第21条　（現行どおり）
（取締役会の招集権者及び議長） 第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。 （新設）	（取締役会の招集権者及び議長） 第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集する。 ②取締役会の議長については、法令で別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれに当たる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。
第23条～第48条　（条文省略）	第23条～第48条　（現行どおり）
（新設）	附則 第１条　第３条の変更は平成28年12月31日までに開催される取締役会において決定される本店移転日をもって効力を生じるものとする。 なお、本附則は、本店移転の効力発生日経過後これを削除する。

第２号議案　　取締役４名選任の件

取締役全員（４名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者の氏名、略歴などは次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	成瀬隆章（なるせ たかあき） （昭和45年７月21日生）	平成７年４月 平成８年８月 平成16年３月 平成19年10月 平成22年４月 平成26年４月	千葉トヨペット株式会社入社 株式会社さんふらわあ入社 株式会社福岡クライスラー（現チェッカーモータース株式会社）代表取締役社長（現任） 当社代表取締役社長（現任） ウイルプラスモトーレン株式会社　代表取締役社長（現任） 帝欧オート株式会社　代表取締役社長（現任）	1,112,120株
2	柴田学爾（しばた がくじ） （昭和47年10月24日生）	平成８年４月 平成22年４月 平成22年７月 平成24年１月 平成25年２月 平成26年９月	三菱商事株式会社入社 株式会社福岡クライスラー（現チェッカーモータース株式会社）入社　当社出向　当社総務部長 当社執行役員経営管理本部長 当社常務執行役員管理本部長兼企画本部長 当社取締役常務執行役員管理本部長兼企画本部長 当社常務取締役執行役員管理本部長（現任） チェッカーモータース株式会社　取締役（現任） ウイルプラスモトーレン株式会社　取締役（現任） 帝欧オート株式会社　取締役（現任）	32,060株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
3	齊田 勇（さいだ いさむ） （昭和47年２月３日生）	平成６年４月	株式会社ケーユー入社	50,660株
		平成17年１月	株式会社トヨタユーゼック入社	
		平成17年８月	株式会社福岡クライスラー(現チェッカーモータース株式会社）入社	
		平成19年９月	同社取締役	
		平成19年10月	当社取締役（現任）	
		平成20年４月	株式会社福岡クライスラー(現チェッカーモータース株式会社）専務取締役	
		平成21年12月	株式会社ウイルプラスモトーレン　代表取締役	
		平成26年９月	チェッカーモータース株式会社　取締役	
			ウイルプラスモトーレン株式会社　代表取締役専務	
			帝欧オート株式会社　取締役（現任）	
		平成27年９月	チェッカーモータース株式会社 代表取締役専務（現任）	
			ウイルプラスモトーレン株式会社　取締役（現任）	
4	廣田 聡（ひろた さとし） （昭和52年７月８日生）	平成14年10月	弁護士登録（第二東京弁護士会）	―株
			三井安田法律事務所（現三井法律事務所）入所	
		平成20年８月	Haynes and Boone, LLP入所	
		平成21年10月	アント・キャピタル・パートナーズ株式会社入社	
		平成22年４月	ウイルプラスモトーレン株式会社　社外取締役	
		平成26年４月	株式会社ビーグリー入社	
		平成27年４月	HCA法律事務所開業　代表弁護士（現任）	
		平成27年９月	当社取締役（現任）	
		平成27年11月	一般社団法人日本・ドミニカ共和国友好親善協会 監事（現任）	
		平成28年５月	株式会社 Psychic VR Lab 社外監査役（現任）	
			株式会社ロコンド 社外監査役（現任）	
		平成28年７月	株式会社Loco Partners 社外監査役（現任）	

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．廣田聡氏は社外取締役候補者であります。
３．廣田聡氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての経験・見識が豊富であり、弁護士としての高い専門的知見を当

社経営に活かし、かつ客観的立場から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。また、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

4．廣田聡氏は平成22年４月13日から平成22年７月１日まで当社子会社ウイルプラスモトーレン株式会社の社外取締役を務めておりました。

5．廣田聡氏が当社の社外取締役に就任してからの期間は、本総会終結の時をもって１年であります。

6．廣田聡氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7．当社は、廣田聡氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づく同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。

第３号議案　　補欠監査役１名選任の件

平成27年12月３日開催の当社臨時株主総会において、補欠監査役として島田容男氏を選任いただいておりますが、その選任の効力が本総会の開始の時までとされておりますので、あらためて法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者の氏名、略歴などは次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
島田　容男 （しまだ　やすお） （昭和44年2月2日生）	平成３年10月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所	―株
	平成７年９月	公認会計士登録	
	平成12年８月	JPモルガン証券会社（現JPモルガン証券株式会社）入社	
	平成13年８月	ドイツ証券会社（現ドイツ証券株式会社）入社	
	平成15年４月	フェニックス・キャピタル株式会社入社	
	平成17年８月	コンピタント株式会社 取締役、マネージングパートナー(現任)	
	平成19年７月	株式会社ケーズカラナリープランニング 社外取締役（現任）	
	平成20年４月	税理士登録	
	平成20年５月	コンピタント税理士法人 代表社員（現任）	
	平成22年４月	早稲田大学商学学術院 非常勤講師（現任）	
	平成22年６月	株式会社アイペット(現アイペット損害保険株式会社)　社外監査役（現任）	
	平成25年７月	J&M Design Center Sdn. Bhd.　Director（社外）（現任）	
	平成26年７月	NANAROQ株式会社 社外監査役（現任）	
	平成26年10月	ネットスクウェア株式会社 社外取締役（現任）	
	平成28年４月	マーチャント・キャピタル株式会社 社外取締役（現任）	

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．島田容男氏は補欠の社外監査役候補者であります。

３．島田容男氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士としての経験・見識が豊富であり、公認会計士及び税理士としての高い専門的知見を当社における監査に活かし、かつ客観的立場から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

４．島田容男氏が社外監査役に就任した場合には、当社は、島田容男氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額を予定しております。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　〒101-0054 東京都千代田区神田錦町３丁目22番地
テラススクエア３階
ＴＫＰガーデンシティＰＲＥＭＩＵＭ神保町
プレミアムガーデン



会場最寄駅　地下鉄都営三田線、都営新宿線、東京メトロ半蔵門線
「神保町駅」Ａ９出口より徒歩２分